

策定 平成 17 年 11 月 15 日 環 事 企 第 2 号
変更 平成 23 年 4 月 1 日 環事企第 110401007 号
変更 平成 30 年 3 月 22 日 環事企第 180322001 号

大阪ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設への入門許可要綱

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

第 1 目的

この要綱は、「大阪ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準」（以下「受入基準」といいます。）の第 2 に掲げる搬入者の入門許可に係る必要な事項を定め、もって中間貯蔵・環境安全事業(株)（以下「J E S C O」といいます。）の業務の円滑な運営及び「大阪における P C B 廃棄物処理事業の受入条件」（平成 1 5 年 2 月 6 日付大環事第 1 5 4 5 号）の確実な実施を目的とします。

第 2 趣旨

- (1) J E S C O は、第 5 に定める入門許可の手順により、入門許可申請書類の審査等を行い、第 4 ①から⑥に掲げる要件の全てに適合している特別管理産業廃棄物収集運搬業者（以下「入門許可特別管理産業廃棄物収集運搬業者」といいます。）に対して、受入基準の第 3 に規定する受入対象物（以下「受入対象物」といいます。）を大阪ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設（以下「処理施設」といいます。）に搬入することを許可します。
- (2) J E S C O は、処理施設への受入対象物の計画的な搬入を確保するため、入門許可特別管理産業廃棄物収集運搬業者に対して、保管事業者への J E S C O の受入計画等の周知、処理施設への搬入日の調整等に協力を求めます。
- (3) なお、本入門許可は、入門許可特別管理産業廃棄物収集運搬業者が受入対象物を処理施設に搬入するために行う収集運搬に伴って発生させた損害に関し、J E S C O が損害賠償責任を負うことを意味しません。従って、入門許可特別管理産業廃棄物収集運搬業者は、保管事業者から受入対象物の収集運搬の委託を受け、その受入対象物を積み込み、運搬し、処理施設の受入工程に搬入するまでの一連の作業を行う際に、それらの作業に起因して発生させた対人対物事故については、入門許可がない場合と同様に自らの責任において処理し、対応しなければなりません。

第 3 適用範囲

この要綱は、受入対象物の処理施設への搬入について適用するものとします。

第 4 入門許可要件

入門許可特別管理産業廃棄物収集運搬業者は、次に掲げる要件に適合していなければなりません。

- ① 大阪府又は大阪市及び J E S C O 大阪事業の対象地域に該当する府県又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 24 条の 2 に規定する政令で定める市から P C B 廃棄物（受入対象物に限る。）の特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を得ていること。
- ② 受入対象物を処理施設まで収集運搬する際に、関係法令、環境省の定める P C B 廃

棄物収集・運搬ガイドライン（以下「ガイドライン」といいます。）及びJESCOが定める受入基準（以下「受入基準」といいます。）を遵守できること。

- ③ PCB廃棄物の収集運搬に従事する者が、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施するPCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会を了した者又は同講習会を了した安全管理責任者若しくは運行管理責任者による社内教育を了した者で（注）、かつガイドラインに定められた収集運搬作業（緊急時の措置を含みます。）を適確に遂行できること。
- ④ 受入基準等に適合する運搬容器、運搬車輛、GPSシステム及び吸収材（以下「装備類」といいます。）を保有し、それらを受入対象物の収集運搬作業において必ず的確に使用すること。
- ⑤ 処理施設に搬入するために、受入対象物を積込み、運搬し、処理施設の受入工程に搬入するまでの一連の作業を行う際、事故等により他人に与えた損害を賠償できるようにするため、自動車保険その他の適切な保険（以下「保険」といいます。）に保険金額3億円を下限として加入していること。
- ⑥ その他受入対象物を処理施設へ搬入することに支障がないこと。
（注）JESCOは、必要な入門許可要件に定める知識等を有するかについて適宜口頭試問を行わせて頂きます。

第5 入門許可の手順

入門許可の手順は以下のとおりです。

- ① 入門許可を申請しようとする特別管理産業廃棄物収集運搬業者は、別紙に示す入門許可申請書類をJESCOに提出し、入門許可を申請して頂きます。入門許可申請書類の提出先などは別途定めて公表します。
- ② JESCOは、入門許可申請書類により申請の内容を審査し、装備類が受入基準に適合しているかの確認を行ったうえで、申請を行った収集運搬事業者が第4に掲げる入門許可要件に適合した場合には入門許可証を交付します。
- ③ JESCOは、入門許可特別管理産業廃棄物収集運搬業者及びその運搬車両をJESCOのデータベースに登録し、運搬車両に対し入門許可車両証を発行します。

第6 入門許可の期間

入門許可特別管理産業廃棄物収集運搬業者の入門許可の期間は、第4①の大阪府又は大阪市における許可の有効期間と同じとします。

第7 入門許可の取り消し等

- (1) JESCOは、入門許可特別管理産業廃棄物収集運搬業者が第4②から⑥までに掲げる入門許可要件に照らし、改善の必要があると認められた場合には、その入門許可特別管理産業廃棄物収集運搬業者に対し改善を要請することがあります。
- (2) (1)の要請があったときは、入門許可特別管理産業廃棄物収集運搬業者は速やかにその要請に対する方策を検討し、JESCOに通知していただきます。
- (3) JESCOは、この改善が行われるまでの間、一時的に搬入を認めないことがあります。
- (4) JESCOは、入門許可特別管理産業廃棄物収集運搬業者が以下に掲げる各号に該当する場合は、入門許可を取り消すことができます。
 - ① 入門許可の取り消しに該当する受入基準等の遵守への違反を犯した場合。
 - ② 前3項の要請に拘わらず業務の改善が認められない場合。

- ③ 第4に掲げる入門許可要件を満たさなくなった場合。
- ④ 自ら入門許可を返上すると申し出た場合。
- (5) J E S C Oは、入門許可の取り消しを決定した場合は、その旨を当該入門許可特別管理産業廃棄物収集運搬業者に通知するとともに、入門許可証及び入門許可車両証の返却を求めます。
- (6) 入門許可の取り消しにより当該入門許可特別管理産業廃棄物収集運搬業者において損害が生じた場合には、当該入門許可特別管理産業廃棄物収集運搬業者がその責めを負うものとします。

第8 規定の準用

この要綱の規定（第4①及び別紙入門許可申請書類の（2）を除く。）は、自らPCB廃棄物を搬入する保管事業者に準用します。この場合において、「入門許可特別管理産業廃棄物収集運搬業者」とあるのは「入門許可保管事業者」と、第6中「第4①の大阪府又は大阪市における許可の有効期間と同じ」とあるのは「許可の都度定めること」と読み替えます。

別紙

入門許可申請書類

- (1) 入門許可申請書（別に定める）
- (2) PCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- (3) その他JESCOが指示するもの。